

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和二年十月九日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

団体別の措置状況

監査対象団体 (所管部局)	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
一般社団法人 埼玉県物産観光協会 (産業労働部)	令和2年6月26日 (第118号)	<p>【注意事項】 下記の事務について、不適切であった。</p> <p>1 平成30年度の埼玉県物産ブランド確立支援事業補助金における「DMO戦略策定に関する調査・分析等業務委託契約」に関して、見積書の記載金額と異なる金額で契約書を締結した。</p>	<p>一般社団法人埼玉県物産観光協会に対し、経理処理の適正化について指導した結果、次のとおり報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公金の取扱いについての重要性を改めて職員に認識させるため、本事案の監査結果を全職員に周知するとともに、令和2年7月10日に専務理事から訓示した。 ・財務規則に則った事務処理を徹底させるため、財務事務に関する研修会を令和2年7月20日、22日、27日に実施した。(財務規則の各規定に関する説明や、起案と決裁の仕方の再確認) ・四半期に1度、顧問税理士による経理指導を実施する。(契約書の定期的なチェックや振込状況の確認を実施)